

(別記) 解雇手當

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
年未滿	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給
十日分	十日分	十五日分	二十五分	三十五分	四十分	五十分	五十五分	六十五分	七十五分	八十五分	九十五分	百五分	百七分

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...
 十一、...
 十二、...
 十三、...
 十四、...